

平成24年1月

入札参加有資格者の皆さまへ

(財) 大阪市建築技術協会

電子入札に参加するために必要なICカードについて

当協会が実施する電子入札に参加するためには、(財) 日本建設情報総合センター(JACIC)の電子入札コアシステム対応認証局から発行されたICカード(電子証明書格納)が必要となっています。

当協会の電子入札システムに登録可能なICカードの利用者(ICカードの名義人)は下記のとおりとなりますので、お知らせします。

記

1 ICカードの利用者

ICカードの利用者(ICカードの名義人)は次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 入札参加資格に代表者を登録している場合は、その代表者
- (2) 入札参加資格に代表者から委任を受け、受任者で登録している場合は、その受任者
- (3) 代表者または受任者から代理人として電子入札に関する入札等についての権限の委任を受けている者

2 ICカードの利用者の確認

当協会電子入札システムから電子業者登録(ICカード登録・更新)を行う際に、次の画面が表示されますので、確認のうえ、ICカード登録(更新)をおこなって下さい。

なお、この画面は平成24年1月26日以降表示されます・

当該ICカードの取得者(名義人)は大阪市建築技術協会入札参加資格に登録している代表者(受任者で登録している場合は受任者)に相違ありません。

または、大阪市建築技術協会入札参加資格に登録している代表者(受任者で登録している場合は受任者)から、このICカードを利用して電子入札に関する次の事項を行う権限の委任を受けていることを確認します。

(委任事項)

大阪市建築技術協会が発注する案件について、電子入札システムによる入札等に関する件
委任期間：当該ICカード登録日から入札参加資格の終了日

ただし、当該ICカードの有効期間内において、自動的に更新するものとする。

上記内容を確認し

ICカードの登録

戻 る

2 既に電子入札登録を行った者の取扱い

平成24年1月25日までに電子業者登録（ICカード登録）が済んでいる者で、ICカードの利用者（ICカードの名義人）が代表者（受任者を登録している場合は受任者）以外となっている場合は、代表者または受任者から代理人として電子入札に関する入札等についての権限の委任を受けている者とみなします。

誤って権限の委任を受けていない者のICカードを登録している場合は、速やかに「代表者」、「受任者」または「代表者または受任者から権限の委任を受けている者」のICカードを登録してください。

3 その他

電子業者登録（ICカードを登録・更新）を行うためには、当協会が発行したパスワードが必要となります。